

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱

制 定 平成 26 年 11 月 14 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市景観計画に定める重点届出区域（以下「重点届出区域」という。）において、デジタルサイネージを設置（当該デジタルサイネージを掲出する物件を設置し、当該物件を用いてデジタルサイネージを表示することをいう。以下同じ。）する場合又は一時広告物の表示若しくは一時広告物を掲出する物件の設置（以下「一時広告物の表示等」という。）を行う場合に係る協議等に関し必要な事項を定めることにより、周辺景観との調和に配慮した又はにぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高い屋外広告物の配置を促進し、もって良好な都市景観の形成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) デジタルサイネージ 可変表示式屋外広告物（常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に情報を発信するディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が可変する屋外広告物（ガラス面の内側に貼り付けられる広告物若しくはそれに類する広告物を含む。）をいう。
- (2) 一時広告物 講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベントその他これらに類するイベント（以下「イベント等」という。）のために一時的に表示される屋外広告物（プロジェクションマッピング等の投影広告物及びデジタルサイネージ（以下「プロジェクションマッピング等」という。）を含む。）又は工事中の建築物等の周知等のために当該工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに暫定的に表示される屋外広告物をいう。
- (3) 協議対象地区 別表第 1 に定めるデジタルサイネージ設置協議対象地区をいう。
- (4) 低層部 建築物の 1 階部分をいう。
- (5) 中層部 建築物の高さ 31m 以下の部分（低層部を除く。）をいう。

(協議等の対象)

第 3 条 この要綱の規定は、協議対象地区においてデジタルサイネージ（一時広告物を除く。以下同じ。）を設置する場合又は重点届出区域において一時広告物の表示等を行う場合に適用する。

2 この要綱の規定に基づく協議が成立したデジタルサイネージ及び一時広告物については、大阪市景観計画に定める広告物基準は適用しない。

3 この要綱に規定する協議、届出、報告等は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「事業者」という。）が行うものとする。

- (1) 協議対象地区におけるデジタルサイネージの設置 当該デジタルサイネージを設置する建築物又は建築物の敷地の所有者
- (2) 重点届出区域における一時広告物の表示等 当該一時広告物の表示等を行おうとする者

(デジタルサイネージの設置協議)

- 第4条 事業者は、協議対象地区においてデジタルサイネージを設置する場合は、工事の着手前（当該デジタルサイネージの設置が大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前）に、第1号様式によるデジタルサイネージ設置協議申出書により、あらかじめ当該デジタルサイネージの設置計画（以下「設置計画」という。）を市長に申し出てデジタルサイネージに関する設置協議を行わなければならない。
- 2 設置計画の作成にあたっては別表第2に定めるデジタルサイネージ設置基準に適合しなければならない。
- 3 市長は、第1項の設置協議の申出があったときは、必要に応じて、大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くことができる。
- 4 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴いた場合は、その意見を踏まえて設置計画に関する見解をまとめ、第1項の設置協議の申出があった日から30日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に、第2号様式によるデジタルサイネージ設置協議に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うものとする。
- 5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見解に対して、第3号様式によるデジタルサイネージ設置協議に係る見解に対する回答書により市長へ回答しなければならない。
- 6 市長は、前項の回答があった場合において、設置計画がデジタルサイネージ設置基準に適合していると認める場合は、設置協議を成立させるものとし、前項の回答があった日から14日以内に事業者へ協議済の通知を行うものとする。
- 7 市長は、第5項の回答があった場合において、設置計画がデジタルサイネージ設置基準に適合していないと認める場合は、設置協議を不成立とし、第5項の回答があった日から14日以内に事業者へ協議が成立しない旨の通知を行うものとする。

(デジタルサイネージの変更協議)

- 第5条 事業者は、前条第6項の規定により設置協議が成立した後に設置計画の内容を変更しようとする場合は、市長と第4号様式によるデジタルサイネージ変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更であると市長が認める場合は、第5号様式によるデジタルサイネージ変更報告書による報告をもって変更協議に代えることができる。
- 2 前条第2項から第7項までの規定は、前項の規定により変更協議を行う場合に準用する。

(一時広告物の事前協議)

- 第6条 事業者は、重点届出区域において一時広告物の表示等を行う場合は、工事の着手前（当該一時広告物の表示等が、大阪市屋外広告物条例第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前）に、第6号様式による一時広告物事前協議申出書により、あらかじめ当該一時広告物の表示等に係る計画（以下「一時広告物計画」という。）を市長に申し出て一時広告物に関する事前協議を行わなければならない。
- 2 一時広告物計画の作成にあたっては別表第3に定める一時広告物の表示等の基準に適合しなければならない。
- 3 一時広告物計画の作成にあたっては、前項に定めるところによるほか、次の各号に適合するよう

努めるものとする。

(1) にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものであること

(2) プロジェクションマッピング等を表示する場合にあつては、周辺への影響を抑えるため、明るさ（輝度）、表示速度、繰り返し回数、音量、音色等に配慮したものであること

4 市長は、第1項の事前協議の申出があつたときは、必要に応じて、委員会の意見を聴くことができる。

5 市長は、第1項の一時広告物計画が一時広告物の表示等の基準に適合していると認める場合は、事前協議を成立させるものとし、第1項の事前協議の申出があつた日から30日以内（申出書の記載に不備があつた場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に、事業者へ協議済の通知を行うものとする。

6 市長は、第1項の一時広告物計画が一時広告物の表示等の基準に適合していないと認める場合は、事前協議を不成立とし、第1項の事前協議の申出があつた日から30日以内（申出書の記載に不備があつた場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に事業者へ協議が成立しない旨の通知を行うものとする。

（一時広告物の変更協議）

第7条 事業者は、前条第5項の規定により事前協議が成立した後に一時広告物計画の内容を変更しようとする場合は、市長と第7号様式による一時広告物変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更であると市長が認める場合は、第8号様式による一時広告物変更報告書による報告をもって変更協議に代えることができる。

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定により変更協議を行う場合に準用する。

（工事等の取り止め）

第8条 事業者は、第4条から第7条までに規定する設置協議、事前協議又は変更協議が成立した後に当該協議に係る工事等を取り止める場合は、第9号様式による工事等取止届により市長に届け出なければならない。

（工事完了の報告）

第9条 事業者は、第4条に規定する設置協議若しくは第5条に規定する変更協議が成立したデジタルサイネージ（以下「協議済デジタルサイネージ」という。）の設置工事又は第6条に規定する事前協議若しくは第7条に規定する変更協議が成立した一時広告物（以下「協議済一時広告物」という。）の表示若しくは協議済一時広告物を掲出する物件の設置（以下「協議済一時広告物の表示等」という。）に係る工事が完了した場合は、第10号様式による工事完了報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

（調査の実施及び是正のための措置）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、当該報告の内容が第4条から第7条までに規定する設置協議、事前協議又は変更協議が成立した設置計画又は一時広告物計画の内容に適合しているかどうかを確認するため、必要に応じて現地の調査を実施する。

2 市長は、前項の調査を行った場合は、その結果を第11号様式による調査結果通知書により事業者

に通知する。

- 3 市長は、第1項の調査を行った場合において、当該調査に係る工事の内容が設置計画又は一時広告物計画の内容に適合していないと認めたときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指導することができる。
- 4 市長は、前項の規定により事業者に指導を行う場合は、必要に応じて、委員会の意見を聴くことができる。

(協議済デジタルサイネージ及び協議済一時広告物に係る実績報告等)

第11条 事業者は、協議済デジタルサイネージの設置工事完了以後、毎年、次に掲げる書類を次項に定める期限までに市長に提出しなければならない。

(1) デジタルサイネージ実績報告書(第12号様式、第12-2号様式、第12-3号様式)

(2) デジタルサイネージ実施計画書(第13号様式、第13-2号様式、第13-3号様式)

- 2 前項各号に掲げる書類の提出期限は、同項第1号のデジタルサイネージ実績報告書にあっては毎年8月15日、同項第2号のデジタルサイネージ実施計画書にあっては毎年9月30日とし、その日が大阪市の休日を定める条例(平成3年大阪市条例第42号)第1条第1項に規定する市の休日である場合は、その日前の直近の休日でない日とする。
- 3 市長は、第1項第1号のデジタルサイネージ実績報告書の提出があったときは、その内容について、必要に応じて、委員会の意見を聴くことができる。
- 4 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴いた場合は、その意見を踏まえて協議済デジタルサイネージのデザイン性に関する見解をまとめ、第1項第1号のデジタルサイネージ実績報告書の提出があった日から30日以内に、第14号様式によるデザイン性に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うものとする。
- 5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見解に対して、第15号様式によるデザイン性に係る見解に対する回答書を、第1項第2号のデジタルサイネージ実施計画書に添えて提出しなければならない。
- 6 事業者は、協議済一時広告物の表示等に係る工事が完了し、その実施期間が終了したときは、第12-4号様式による一時広告物実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

(廃止等の届出)

第12条 事業者は、協議済デジタルサイネージの設置工事が完了した後に当該協議済デジタルサイネージを撤去する場合又はその運用を停止する場合は、第16号様式によるデジタルサイネージ廃止等届により市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により運用の停止を届け出た協議済デジタルサイネージの運用を再開する場合は、第5条第1項の規定による変更協議を行わなければならない。

(協議済デジタルサイネージに係る調査及び指導)

第13条 市長は、協議済デジタルサイネージの設置工事完了以後、当該協議済デジタルサイネージの運用がデジタルサイネージ設置基準に適合しているかどうかを確認するため、必要に応じて現地の調査を行い、事業者に対して必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 事業者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。
- 3 市長は、第1項の調査を行った場合において、当該調査に係る協議済デジタルサイネージの運用

がデジタルサイネージ設置基準に適合していないと認めたときは、これに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指導することができる。

(事業の継承)

第 14 条 事業者は、協議済デジタルサイネージを設置する建築物又は建築物の敷地を第三者に譲渡する場合には、売買契約書、重要事項説明書、管理規約等に、第 11 条から第 13 条までに規定する事項を明記し、当該第三者に十分認識させなければならない。

(提出書類)

第 15 条 第 4 条から第 12 条までに規定する手続に関し必要となる提出書類は、別表第 4 のとおりとする。

(実施の細目)

第 16 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、計画調整局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に改正後の要綱第 4 条又は第 6 条の規定による協議の申出が行われる場合について適用し、同日前にこの要綱による改正前の重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱（以下「改正前の要綱」という。）第 4 条又は第 6 条の規定による協議の申出が行われている場合については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の要綱第 7 号様式、第 10 号様式、第 12 号様式及び第 13 号様式による用紙は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

別表第1 デジタルサイネージ設置協議対象地区（第2条関係）

（1）デジタルサイネージを低層部に設置する場合

デジタルサイネージ設置 協議対象地区名 (重点届出区域地区名)	御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、 なにわ筋地区、土佐堀通地区、中之島地区
---------------------------------------	---

（2）デジタルサイネージを中層部に設置する場合

デジタルサイネージ 設置協議対象地区名	重点届出区域 地区名	対象街路	対象となる区域
大 阪 駅 周 辺 沿 道 地 区	御堂筋地区	御堂筋（大阪環状 線～梅田新道交差 点）	北区梅田1丁目13番街区、梅田3丁目1 番街区、角田町8番街区のうち対象街路 に面する敷地
	四つ橋筋地区	四つ橋筋（阪神前 交差点～桜橋交差 点）	北区梅田1丁目8番・13番街区、梅田3 丁目1番街区のうち対象街路に面する敷 地
難 波 駅 周 辺 沿 道 地 区	御堂筋地区	御堂筋（道頓堀橋 北詰交差点～難波 西口交差点）	中央区難波3丁目8番街区、難波4丁目 4番街区、難波5丁目1番街区のうち対 象街路に面する敷地

別表第2 デジタルサイネージ設置基準（第4条関係）

（1）デジタルサイネージを低層部に設置する場合

協議対象地区名		御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区	御堂筋地区及び堺筋地区の内、長堀通以南	土佐堀通地区の内、谷町筋～四つ橋筋の間の北側敷地	中之島地区
前提条件		・周辺景観との調和に配慮したものとする。（※1） ・設置者による内部取扱規定を設けていることとする。			
設置位置、形態・意匠の基準		・設置位置は、建築物の1階まで（※2）とし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とする。 ・壁面に突出し、また、天井に吊り下げて設置することは不可とする。 ・壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態・意匠とすること。また、窓面をふさがないように設置することとする。			
		—	—	・水辺側に向けての設置は不可とする。	・水辺に直接面する敷地について、水辺側に向けての設置は不可とする。
大きさ（1か所）の基準（※3）		2㎡以下とする。	5㎡以下とする。	2㎡以下とする。	2㎡以下とする。
総量の基準		5㎡以下とする。ただし、敷地面積が2000㎡を超える場合は、2000㎡を超える部分（A㎡）の割合（A/2000）に応じて、一敷地における合計面積を加算（5㎡×A/2000）することができる。			
快適な街路景観創出のための基準	2㎡以下とする場合	・ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（※4）とする。ただし、これによらない場合は、本市との個別協議により決定することとする。 ・自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置とする。 ・一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を10m以上離すこととする。ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りではない。			

	2㎡ 超え5㎡ 以下とする 場合	—	・ 具体的な設置可能な大きさ、設置位置及び設置間隔については、2㎡以下の場合の基準を基本とし、敷地内の視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。	—	—
周辺への影響を抑えるための基準		・ まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※５）ただし、中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面については、眺望及び夜間景観に配慮し、輝度について、本市との個別協議により決定することとする。 ・ まちなみを阻害しない色彩とする。（※６） ・ 静止画の切替り（切替り間隔は15秒以上）のみとする。 ・ 音声は不可とする。（ただし、緊急時を除く。）			
コンテンツの基準		・ 周辺景観に配慮したものとする。 ・ 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/4を超えていることとする。ただし、自家用広告（※７）のみ掲出する場合は、観光情報、ニュース、災害時の避難情報などの割合が1/10を超えていることとする。 ・ 公序良俗に反しないものとする。 ・ 見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。 ・ 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面において壁面に設置する場合、表示内容は原則として、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。			

（※１）大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、意匠等の基準を踏まえるものとする。

（※２）道路に面する部分の天井高より下の部分を低層部とする。道路に面する部分に吹き抜け等がある場合は、当該建築物の主要な天井高までを基本とする。また、歩道橋等により地上部以外に歩行者動線がある場合は、協議により、低層部とみなすことができる。

（※３）大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。ただし、大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、壁面広告物の表示面積に関する制限の範囲内であるものに限る。

（※４）地盤面から画面上端までの高さは2.3m、画面幅は1.5mを上限とし、設置位置や掲出内容に応じて配置すること。

（※５）夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮すること。

（※６）補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

(※7) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標または自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物。

(2) デジタルサイネージを中層部に設置する場合

前 提 条 件	・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・事前に市長と協議の上、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていることとする。 ・地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていることとする。
設置位置、大きさ、 形態・意匠の基準	・原則、高さ 31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除く。 ・大きさは 100 m²以下とするが、具体的な設置可能な大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。なお、概ね 100 m²のものを設置する場合の設置位置は、高さ 31m付近に限る。 ・建築面積 200 m²以上の建築物のみ設置可能とし、1 敷地につき 1 ヶ所とする。 ・設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態、意匠とする。
周辺への影響を 抑えるための基準	・まちなみを阻害しない色彩とする。(※1) ・まぶしすぎない明るさ(輝度)とする。(※2) ・心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。 ・不快感を与えない音量、音色とする。
コンテンツの基準	・デザイン性の高いものとする。(※3) ・観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えていることとする。なお、災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報を提供することとする。 ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。

(※1) 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

(※2) 夜間においては周辺状況に配慮すること。

(※3) ニュースや災害時の避難情報等を除き、原則、文字のみの広告物は認めない。

別表第3 一時広告物の表示等の基準（第6条関係）

一時広告物の表示等の期間及び場所	・ イベント等のために一時広告物の表示等を行う期間は原則1カ月以内とし、連続して一時広告物の表示等を行う場合は、一時広告物の表示等を行った直近の期間の5倍以上の期間をあけることとする。ただし、公益を目的としたものについては、この限りでない。 ・ 工事中の建築物等の周知等のために当該工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに一時広告物を表示する期間は、当該工事が終了するまでの期間内において、当該周知等を行うことが必要と認められる期間とする。 ・ 一時広告物の表示等の場所は、イベント等や工事を実施する敷地内に限ること。ただし、公益を目的としたものについては、この限りでない。
一時広告物の表示内容	・ 一時広告物の表示内容は、イベント等のために必要と認められる事項又は工事中の建築物等の周知等のために必要と認められる事項に限ること。 ・ 公序良俗に反しないものとする。 ・ 見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に関する広告物については表示又は掲出を認めない。

別表第4 必要な提出書類一覧（第4条―第12条関係）

様式	図書の種類	備考
第1号様式	デジタルサイネージ設置 協議申出書	正・副2部作成すること
第1号様式 の必要添付 書類	付近見取図	縮尺（1/2500以上）、方位、道路、目標となる地物を 記載すること 対象となる歩行者の流れやデジタルサイネージの視 点場を示すこと
	配置図	縮尺（1/1000以上）方位、デジタルサイネージの配置 位置を示したもの
	立面図	縮尺（1/200以上）、立面図にデジタルサイネージ及 び広告物の設置位置を示したもの ＊既存広告物についても表記すること
	デジタルサイネージ意匠 図	デジタルサイネージの表示面積、高さを示すこと
	フォトモンタージュ等	主要な視点場からのフォトモンタージュ又は映像モ ンタージュ（昼・夜）のデータをDVDで提出するこ と
	コンテンツ計画等	コンテンツの内容がわかるものとして、映像データを DVDで提出すること ＊制作会社（作成者）を記載すること
	委任状	＊手続き等に関して、代理人に委任する場合
	内部取扱規定	低層部に設置する場合
	地域独自の基準及び合意 書	中層部に設置する場合 ・地域における協議体制や基準がわかるもの ・地域との協議状況や合意を得ていることがわかるも の
	その他 市長が必要と認 めるもの	委員会での審議用資料
第1－2号 様式	デジタルサイネージ設置 時 チェックシート（低層 部）	低層部に設置する場合 ＊全項目をチェックしたうえで、第1号様式に添付し て提出すること
第1－3号 様式	デジタルサイネージ設置 時 チェックシート（中層 部）	中層部に設置する場合 ＊全項目をチェックしたうえで、第1号様式に添付し て提出すること
第2号様式	デジタルサイネージ設置 協議に係る見解通知書	

第3号様式	デジタルサイネージ設置 協議に係る見解に対する 回答書	
第4号様式	デジタルサイネージ変更 協議申出書	正・副2部作成すること
第4号様式 の必要添付 書類	変更前と変更後の図書	第1号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
第5号様式	デジタルサイネージ変更 報告書	(※) 軽微な変更の場合
第5号様式 の必要添付 書類	変更前と変更後の図書	第1号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
第6号様式	一時広告物事前協議申出 書	正・副2部作成すること
第6号様式 の必要添付 書類	付近見取図	縮尺(1/2500以上)、方位、道路、目標となる地物を 記載すること
	配置図	縮尺(1/1000以上)、方位、広告物の配置位置を示し たもの
	立面図	縮尺(1/200以上)、立面図に広告物の設置位置を示 したもの
	広告物意匠図	広告物の表示面積、広告物の仕上がり材料及び色彩 *プロジェクションマッピング等で動画を表示する 場合は内容がわかるものとして、映像データをDVD で提出すること(制作会社(作成者)を記載すること)
	委任状	*手続き等に関して、代理人に委任する場合
	その他 市長が必要と認 めるもの	委員会での審議用資料、映像
第7号様式	一時広告物変更協議申出 書	正・副2部作成すること
第7号様式 の必要添付 書類	変更前と変更後の図書	第6号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第6号様式の添付書類と同じ
第8号様式	一時広告物変更報告書	(※) 軽微な変更の場合
第8号様式 の必要添付 書類	変更前と変更後の図書	第6号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第6号様式の添付書類と同じ

第 9 号様式	工事等取止届	
第 10 号様式	工事完了報告書	
第 10 号様式の必要添付書類	写真方向図	協議済デジタルサイネージ又は協議済一時広告物の設置箇所がわかるもの
	完了写真	カラー写真とし、撮影日時を記載すること * 協議済デジタルサイネージについては、全面を白色で表示した状態で運用上の最大輝度を測定し、測定値がわかるように撮影した写真も併せて提出すること
第 11 号様式	調査結果通知書	
第 12 号様式	デジタルサイネージ実績報告書	* 毎年 8 月 15 日までに提出すること
第 12 号様式の必要添付書類	コンテンツ計画等	* 変更協議の経過がわかるように記載すること * コンテンツの変更があった場合は、その内容がわかるものとして、映像データを DVD で提出すること
第 12-2 号様式	デジタルサイネージ運用時 チェックシート（低層部）	低層部に設置する場合 * 全項目をチェックしたうえで、第 12 号様式に添付して提出すること
第 12-3 号様式	デジタルサイネージ運用時 チェックシート（中層部）	中層部に設置する場合 * 全項目をチェックしたうえで、第 12 号様式に添付して提出すること
第 12-4 号様式	一時広告物実績報告書	
第 12-4 号様式の必要添付書類	一時広告物の表示等に関する実施結果等	* 実施期間中の来街者及び周辺住民等の反応等を記録したもの * プロジェクションマッピング等の場合は、現地での掲出の様子がわかる映像データを DVD で提出すること
第 13 号様式	デジタルサイネージ実施計画書	* 来期の実施計画を記載し、毎年 9 月 30 日までに提出すること
第 13 号様式の必要添付書類	コンテンツ計画等	* 決定しているコンテンツについては、映像データを DVD で提出すること
第 14 号様式	デザイン性に係る見解通知書	
第 15 号様式	デザイン性に係る見解に対する回答書	
第 16 号様式	デジタルサイネージ廃止等届	

部数の指定がないものについては、原則1部とする。

（※）軽微な変更の場合とは、コンテンツの変更等に伴い観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合に変更がない場合若しくは当該割合が増える場合、大きさや輝度、音量等の数値に変更がない場合若しくは当該数値が低くなる場合又は事業者に変更があった場合（その代表者に変更があった場合を含む。）をいう。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ設置協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
設置工事及び運用 開始時期（予定）	設置工事着手 年 月 日（予定） 運 用 開 始 年 月 日（予定）
代理人の住所・ 氏名・連絡先	（代理人を定める場合のみ記載）
設置位置・形態・ 大きさ	☐ 壁面設置 〔 ☐ 低層部 ☐ 中層部〕 ☐ 自立型設置 幅 _____m × 高さ _____m = 面積 _____m ² （注 1） 画面上端の高さ _____m（建物の _____階部分） 設置する外壁面の広告物の総面積 _____m ² （既設置広告物を含む）
建物概要	建物名称 _____ 敷地面積 _____m ² 延床面積 _____m ² 高さ _____m 建築面積 _____m ² 階数 地上 _____階 地下 _____階 対象となる外壁面積 _____m ²
周辺への影響への 配慮	音声の有無 ☐ 無 ☐ 有（最大音量 _____dB） 最大輝度 日中 _____cd/m ² 夜間 _____cd/m ² スピーカーの種類等（指向性等） _____ 時間帯 _____ 周辺への配慮事項 ・ ・ ・ ・ ・ ・

コンテンツ内容	広告の種別 ☐ 自家用 ☐ 商用 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____%以上 コンテンツ作成者 _____ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
	詳細は別紙及び映像参照		
所轄警察署への事前相談	☐ 済 ☐ 未 (注2)		
※受付欄	※受付年月日	年	月 日
	※受付番号	() 第	— 号
	※第4条第3項 意見聴取	第 回	年 月 日
	※通知年月日	年	月 日
	※備考		

※のある欄は記入しないでください。

(注1) 面積はフレームや架台等を除く画面の大きさとし、整数値（小数点以下を四捨五入）を記載してください。

(注2) 所轄警察署への事前相談が完了していない場合は、相談状況がわかる資料を添付してください。

デジタルサイネージ設置時 チェックシート（低層部）

①前提条件

- ☐ 周辺景観との調和に配慮したものとしている
 - ☐ 地区の良好なまちなみの形成に資するものとしている
 - ☐ 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとしている
- ☐ 大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、意匠等の基準を踏まえるものとしている
- ☐ 設置者による内部取扱規定を設けている

②設置位置、形態・意匠の基準

- ☐ 設置位置は、建築物の1階までとし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置としている
- ☐ 壁面に突き出して設置していない
- ☐ 天井に吊り下げて設置していない
- ☐ 壁面に設置する場合は、建築物と一体的な意匠としている
- ☐ 窓面をふさがないように設置している
- ☐ 歩道橋等により地上部以外に歩行者動線がある場合、協議により、低層部とみなしている
- ☐ 水辺側に向けての設置が不可の場所ではない
- ☐ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用していない
- ☐ 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

③大きさの基準

- ☐ 一か所の基準の大きさを超えていない
- ☐ 総量は5㎡以下としている
(ただし、敷地面積が2000㎡を超える場合は、面積加算後の範囲内である)
- ☐ 大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、壁面広告物の表示面積に関する制限の範囲内である

④快適な街路景観創出のための基準

(2㎡以下とする場合(中之島地区を除く))

- ☐ ヒューマンスケールに配慮した高さや幅(地盤面から画面上端までの高さは2.3m、画面幅は1.5mを上限とし、設置位置や掲出内容に応じた配置)としている
⇒上記でない場合は個別協議要()
- ☐ 自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置としている
- ☐ 一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離は10m以上離れている
(ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りでない)
- ☐ 複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等となっている

(2㎡超え5㎡以下とする場合(ただし、「御堂筋地区及び堺筋地区の内、長堀通以南」・「中之島地区」))

⇒個別協議要()

⑤周辺への影響を抑えるための基準

- ☐ まぶしすぎない明るさ(輝度)とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している

☐ 昼間の輝度は 3,000cd/m²以下としている

⇒これによらない場合 _____ cd/m² (理由: _____)

☐ 夜間の輝度は 800cd/m²以下としている

⇒これによらない場合 _____ cd/m² (理由: _____)

☐ 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面ではない

⇒中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面の場合は個別協議要
()

☐ まちなみを阻害しない色彩としている

☐ 明るく派手な高彩度色を多用していない

☐ 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている

☐ 静止画の切替り（切替り間隔は 15 秒以上）としている

☐ 音声はなしとしている

⑥コンテンツの基準

☐ 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えている

⇒自家用広告のみ掲出する場合は、上記の割合が 1/10 を超えている ()

☐ 公序良俗に反しないものとしている

☐ 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている

☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

☐ 人物・キャラクターの割合が、画面の 3 分の 1、かつ掲出時間の 3 分の 1 を超えていない

（ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く）

☐ 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面において壁面に設置する場合、表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限っている

⑦その他

☐ 所轄警察署への事前相談を実施している

☐ 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない

☐ コンテンツの内容について、事前相談を実施している

デジタルサイネージ設置時 チェックシート（中層部）

①前提条件

- ☐ にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- ☐ コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制について、協議済である
- ☐ 地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られている。

②設置位置、形態・意匠の基準

- ☐ 高さ 31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除いたものである
- ☐ 設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態、意匠としている
- ☐ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用していない
- ☐ 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

③大きさの基準

- ☐ 大きさは 100 m²以下である
⇒設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、個別協議要（ ）
- ☐ 建築面積 200 m²以上の建築物であり、1 敷地につき 1 ヶ所としている

④周辺への影響を抑えるための基準

- ☐ まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
 - ☐ 昼間の輝度は 3,000cd/m²以下としている
⇒これによらない場合 _____ cd/m²（理由：_____）
 - ☐ 夜間の輝度は 800cd/m²以下としている
⇒これによらない場合 _____ cd/m²（理由：_____）
- ☐ まちなみを阻害しない色彩としている
 - ☐ 明るく派手な高彩度色を多用していない
 - ☐ 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- ☐ 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
 - ☐ スライドの切替わり時に急激に変わらないような配慮がされている
 - ☐ 表示速度が速すぎず、適切に情報が伝わる速度となっている
- ☐ 不快感を与えない音量、音色としている

⑤コンテンツの基準

- ☐ デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示はない
- ☐ 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えている
- ☐ 公序良俗に反しないものとしている
- ☐ 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

⑥その他

- ☐ 所轄警察署への事前相談を実施している
 - ☐ 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
 - ☐ コンテンツの内容について、事前相談を実施している

第 年 月 日 号

様

大阪市長

デジタルサイネージ

（ 設置協議
変更協議 ）

 に係る見解通知書

年 月 日付けで申出のあったデジタルサイネージ設置計画に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第4条第4項（第5条第2項において準用する同要綱第4条第4項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
協議の申出	受付番号	() 第 ー 号
	受 付 日	年 月 日
第4条第3項 意見聴取	第 回 年 月 日	
設置計画に関する 大阪市の見解		

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ

（
設置協議
変更協議
）

 に係る見解に対する回答書

年 月 日付けの見解に対して、次のとおり回答します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____		
設置工事及び運用 開始時期（予定）	設置工事着手 運 用 開 始	年 月 日（予定） 年 月 日（予定）	
設置計画に関する大阪市の見解		見解に対する回答	

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第5条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

協議の成立		受付番号	() 第 ー 号			
		協議成立年月日	年 月 日			
運用開始時期		年 月 日（予定）				
敷地の位置		地区名 所在地 大阪市 区				
変更内容	変更前					
	変更後					
変更理由						
※受付欄		※受付年月日	年 月 日			
		※受付番号	() 第 ー 号			
		※第4条第3項 意見聴取	第 回 年 月 日			
		※通知年月日	年 月 日			
		※備考				

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ変更報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第5条第1項ただし書の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

記

<変更内容>

- ・ 変更前
- ・ 変更後

<変更理由>

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

一時広告物事前協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第6条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____		
行為の名称（イベント等の名称又は工事等の名称等）			
表示・掲出予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間） （工事を含む期間） 年 月 日 ～ 年 月 日		
（前回）表示・掲出期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）		
代理人の住所・氏名・連絡先	（代理人を定める場合のみ記載）		
広告物の種類	☐ 壁面広告物 ☐ 地上広告物 ☐ 突出広告物 ☐ その他（ ） プロジェクションマッピング等 ☐ 有 ☐ 無 / 音声 ☐ 有 ☐ 無		
所轄警察署への事前相談	☐ 済 ☐ 未 （注1）		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日	
	※受付番号	（ ）第 ー 号	
	※第6条第4項 意見聴取	第 回 年 月 日	
	※通知年月日	年 月 日	
	※備考		

※のある欄は記入しないでください。
（注1） 所轄警察署への事前相談が完了していない場合は、相談状況がわかる資料を添付してください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

一時広告物変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

協議の成立		受付番号	() 第 一 号			
		協議成立年月日	年 月 日			
運用開始時期		年 月 日（予定）				
敷地の位置		地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____				
変更内容	変更前					
	変更後					
変更理由						
※受付欄		※受付年月日	年 月 日			
		※受付番号	() 第 一 号			
		※第 6 条第 4 項 意見聴取	第 回 年 月 日			
		※通知年月日	年 月 日			
		※備考				

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

一時広告物変更報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第7条第1項ただし書の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

記

<変更内容>

・ 変更前

・ 変更後

<変更理由>

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

工事等取止届

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

協議の成立	受付番号	() 第 一 号	
	協議成立年月日	年 月 日	
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____		
工事等取止理由			
※受付欄	※受付年月日	年 月 日	
	※備考		

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

工事完了報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 9 条の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

協議の成立	受付番号	() 第 号	
	協議成立年月日	年 月 日	
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____		
工事完了日	年 月 日		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日	
	※調査の実施 □有 (年 月 日 時) □無		

※のある欄は記入しないでください。

第 号
年 月 日

様

大阪市長

調査結果通知書

年 月 日付けで工事完了報告のあった件について、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり調査結果を通知します。

記

- 1 受 付 番 号
- 2 敷 地 の 位 置
- 3 現 地 調 査 日
- 4 調 査 結 果

適 合 ・ 不 適 合

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ実績報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

設置協議の成立	受付番号	() 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
報告期間	年 月 日 ～ 年 月 日（注 1）	
コンテンツ内容等	音声の有無 ☐ 無 ☐ 有（最大音量 _____ dB） 最大輝度 日中 _____ cd/m ² 夜間 _____ cd/m ² スピーカーの種類等（指向性等） _____ 広告の種別 ☐ 自家用 ☐ 商用 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____ % 以上 時間帯 _____ コンテンツ作成者 _____ ※変更協議を行っている場合は、協議期間毎に記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	() 第 ー 号
	※第 11 条第 3 項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。
（注 1） 8・9 月分については、提出時点における実施予定を記載してください。

デジタルサイネージ運用時 チェックシート（低層部）

①前提条件

- ☐ 周辺景観との調和に配慮したものとしている
 - ☐ 地区の良好なまちなみの形成に資するものとしている
 - ☐ 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとしている
- ☐ 設置者による内部取扱規定に変更はない
⇒変更がある場合（ ）

⑤周辺への影響を抑えるための基準

- ☐ まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
 - ☐ 昼間の輝度は $3,000\text{cd}/\text{m}^2$ 以下としている
⇒これによらない場合 _____ cd/m^2 （理由：_____）
 - ☐ 夜間の輝度は $800\text{cd}/\text{m}^2$ 以下としている
⇒これによらない場合 _____ cd/m^2 （理由：_____）
- ☐ 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面ではない
⇒中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面の場合は個別協議要（ ）
- ☐ まちなみを阻害しない色彩としている
 - ☐ 明るく派手な高彩度色を多用していない
 - ☐ 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- ☐ 静止画の切替り（切替り間隔は 15 秒以上）としている
- ☐ 音声はなしとしている

⑥コンテンツの基準

- ☐ 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えている
⇒自家用広告のみ掲出する場合は、上記の割合が 1/10 を超えている（ ）
- ☐ 公序良俗に反しないものとしている
- ☐ 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない
- ☐ 人物・キャラクターの割合が、画面の 3 分の 1、かつ掲出時間の 3 分の 1 を超えていない
（ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く）
- ☐ 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面において壁面に設置する場合、表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限っている

⑦その他

- ☐ 所轄警察署への事前相談を実施している
 - ☐ 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
 - ☐ コンテンツの内容について、事前相談を実施している

デジタルサイネージ運用時 チェックシート（中層部）

①前提条件

- ☐ にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- ☐ 地域独自の基準や協議体制に変更はない
⇒変更がある場合（ ）

④周辺への影響を抑えるための基準

- ☐ まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
 - ☐ 昼間の輝度は 3,000cd/m²以下としている
⇒これによらない場合 _____ cd/m²（理由： _____）
 - ☐ 夜間の輝度は 800cd/m²以下としている
⇒これによらない場合 _____ cd/m²（理由： _____）
- ☐ まちなみを阻害しない色彩としている
 - ☐ 明るく派手な高彩度色を多用していない
 - ☐ 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- ☐ 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
 - ☐ スライドの切替わり時に急激に変わらないような配慮がされている
 - ☐ 表示速度が速すぎず、適切に情報が伝わる速度となっている
- ☐ 不快感を与えない音量、音色としている

⑤コンテンツの基準

- ☐ デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示はない
- ☐ 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えている
- ☐ 公序良俗に反しないものとしている
- ☐ 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

⑥その他

- ☐ 所轄警察署への事前相談を実施している
 - ☐ 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
 - ☐ コンテンツの内容について、事前相談を実施している

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

事前協議の成立	受付番号	() 第 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市_____区 _____	
行為の名称（イベント等の名称又は工事等の名称等）		
工事完了日	年 月 日	
表示・掲出期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
広告物の種類	☐ 壁面広告物 ☐ 地上広告物 ☐ 突出広告物 ☐ その他（ ） ☐ プロジェクションマッピング等 ☐ 有 ☐ 無 /音声 ☐ 有 ☐ 無	
表示・掲出の内容	(変更協議を行っている場合は、協議期間毎に記載してください。)	
※受付欄	※受付年月日	
	※受付番号	年 月 日
	※備考	() 第 号

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ実施計画書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

設置協議の成立	受付番号	() 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
コンテンツ内容等	音声の有無 ☐ 無 ☐ 有（最大音量 _____ dB） 最大輝度 日中 _____ cd/m ² 夜間 _____ cd/m ² スピーカーの種類等（指向性等） _____ 広告の種別 ☐ 自家用 ☐ 商用 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____ %以上 時間帯 _____ コンテンツ作成者 _____ ※コンテンツの変更予定がある場合、予定時期を記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

第 年 月 日 号

様

大阪市長

デザイン性に係る見解通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度の実績報告についてデザイン性に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 4 項の規定に基づき通知します。

設置協議の成立	受付番号	() 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
第 11 条第 3 項 意見聴取	第 回 年 月 日	
デザイン性に係る 大阪市の見解		

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デザイン性に係る見解に対する回答書

年 月 日付けの見解に対して、次のとおり回答します。

設置協議の成立	受付番号	() 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
デザイン性に係る大阪市の見解		見解に対する回答

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ廃止等届

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

設置協議の成立	受付番号	() 第 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
廃止・運用停止日	年 月 日（予定）	
廃止・運用停止理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。